

- 1 会議名 議会基本条例推進協議会
- 2 日時 令和8年4月20日(月)  
午後1時30分から午後3時まで
- 3 場所 第2・第3委員会室
- 4 出席議員 議員15名
- 5 欠席議員 なし
- 6 事務局出席者 議会事務局長 丹羽至、同主幹 田島勝己
- 7 会長あいさつ
- 8 報告事項

(1) チーム会議開催報告について(基本条例・ICT・市民参加)  
(基本条例)

梅村副会長：4月13日に会議を開催した。議会基本条例の改正案について  
チーム案をまとめ、後ほどの協議事項で話をさせていただく。

(ICT)

関戸議員：4月13日に会議を開催した。後ほどの協議事項で話をさせてい  
ただく。

(市民参加)

須藤議長：特になし

(2) その他

なし

## 9 協議事項

(1) 議会基本条例の改正について

梅村副会長：変更点について、資料に基づき説明

木村議員：補足する。例規審査委員会の職員と一つずつ見直した。条文で二  
つの文をつなぐ場合、「ただし」又は「この場合において」を使うことが  
ある。例えば、第23条の中で、この条文のことを指す場合は、「この場合  
において」として、例外を言うのであれば「ただし」を使う。第13条の  
「発生源」については、「目的」でよいと思う。

梅村副会長：「発生源」とも「目的」は、同じような意味もある。

木村議員：市長等の「等」を抜いた分について、市長以外の執行機関も市長  
に含む。

榊谷議員：第14条について、市長等に対しは合わせるべきでないか。

木村議員：市長は執行機関全体を含んでいる。附属機関や教育委員会も等に  
含むと思っている。定義はあるか。

議会事務局長：条例第2条に定義がある。第1号に市長等の定義がされてい  
る。市長等は含んでいる。条例第24条の場合、違う解釈になる。

木村議員：市長と市長等の使い方が違うことはあり得る。

片岡議員：市長と市長等の違いはわかったが、市長の定義はどうか。

梅村副会長：議会事務局職員の人事で市長と協議するが、市長に代わり副市長と協議することもある。市長に含めての考えでないか。

大野議員：この会議で議論すると時間がかかる。別の場で協議をしたらどうか。

議会事務局長：全国の例規を見ても、「市長」か「市長等」としている。「市長等」を使用していないのは、定義をしていないところである。「市長」の規定までは不要でないかと思う。

梅村副会長：執行機関のほうがよいという考えがあれば申し出てほしいが、無ければ市長等と市長の定義はそのままとしたい。確認させてもらったので、議会運営委員会に諮り、5月臨時会に向けて提案していきたい。

議会事務局長：条例改正に当たり、条ずれもあるので、確認の意味も含めて、例規審査委員会にかけたらどうか。

梅村副会長：市のルールにできる限りのとって進めたい。

議会基本条例逐条解説の改正案について、資料をもとに説明

#### 【質疑】

大野議員：第24条の議会事務局の機能について、「議会改革に取り組む」ことを示していると書いてあるが、議会事務局は、議会改革だけでない。どうかと。

梅村副会長：初期から書いてあった解説文と同じであるが、議会改革が始まるときに条例が制定されたので、議会改革に取り組む意図を加えたのではないかと。もちろんこれだけでない。

榊谷議員：議会事務局の基本的な職務を抑えたうえで、事務局も議員とともに議会改革に取り組むものと示しているので、議会改革だけをあえて言わなくてもよいと思う。基本的な仕事は一杯あるのであえて。

大野議員：先進自治体は議会改革を使わなくなったから気になった。政策提言と共にと思う。最近の議会は変わってきたからあえて申し上げた。

塚崎議員：議長の所信表明の中で議会改革に取り組むことを訴えているので、議会改革を急に使わないのはどうなのかと。逐条解説であり、条文でない。条文に議会事務局の機能がある。議員とともに議会改革に取り組む解説でよいのではないか。

木村議員：前文の後段に議会改革のことばがある。よいのではないか。それに変わる適当なことばあればよいと思う。他の議会が使用しなくなったのかもしれないが、他の議会がどのように使用しているか提案をお願いしたい。

大野議員：今までやってきたのは、市民ともに検証することをやってきた。

勉強会はやってきた。今までの取組も防災の勉強があった。

梅村副会長：職員が議会改革に取り組むのであって、事務局として研修とか取り組むことである。

谷平会長：第24条は、そのまま議会改革に取り組む表記にしたい。

梅村副会長：第16条もどうかと思うが、参考人制度を活用して専門的な意見を聞ける人を聞いて審査の充実に努めるものである。必要に応じての意味合いにしている。

木村議員：解説の文末が「定めています」となっている。「必要に応じて」は不要でないか。言わなくてもわかる。

梅村副会長：「必要に応じて」は、不要ということによいか。

谷平会長：異議なしとする。他はどうか。

木村議員：「討議（審査）」となっているが、「討議・審査」の表記でどうか。

谷平会長：皆さんの意見はどうか。

「討議・審査」の表記とする。

議会事務局長：第24条の解説について、「議会改革」と違う表現とするならば、「開かれた議会」に、「開かれた議会の推進」ということで、自治基本条例にも表記されているので、これに合わせてもよい気がする。

木村議員：事務局というところでは、「開かれた議会の推進」の表記でいいと思う。

谷平会長：第24条の議会改革を「開かれた議会の推進」の表記にする。

## （2）タブレット端末導入後の運営について

関戸議員：資料を基に説明

政務活動費でタブレットにかかるアクセサリーの購入について導入するには条例改正が必要になる。皆さん賛成いただければ、他市町を参考にして改正案を作成したい。

電子書籍の閲覧について、アプリのダウンロードは、議長に提出してセキュリティ会議にかける手順での提案である。チームズのフォルダ名の統一について、定例会、臨時会は年で、その他は年度表記であるので、現状のままとしたい。チャンネルの整理について、フォルダにないもの、必要のないもの、使われていないものは削除し、必要になったらフォルダに加えたい。

チームズの有効活用として、Zoomの代わりにする機能があるので、これを使用して、確認できればオンライン会議に適用したい。

## 【質疑】

塚崎議員：今日は、タブレットのアクセサリーが政務活動費で購入を可能と

するかの提案か。

関戸議員：提案は購入を認める提案であり、議運かこの会議かどこで決めるかわからないが、提案したい。

塚崎議員：個々の端末のアクセサリーを購入すると、改選時に返却となるか。

片岡議員：どうするか考えなければいけないが、基本的に買った書籍と一緒に購入者のものになると思う。

須藤議長：政務活動費を使うなら返却するものでないか。デジカメを購入したら返却したことがあったが、返却不要なのか。

議会事務局長：デジカメは申合せの中で返却するものになるかと思われる。

須藤議長：タブレットのアクセサリーは返却不要なのか。

議会事務局長：ケースは消耗品になると思うが、備品か消耗品か確認したい。

片岡議員：それも含めて考えていかなければならない。

持ち出しを許可したが、現状のルールではアクセサリーは購入できない。

今日の会議で承諾いただければ、条例改正を進めたい。

梅村副会長：進めてもらって、条例改正案を見て考えたい。

片岡議員：チームで改正案を作るので、改正案を推進協議会で見ていただきたい。

木村議員：事務局長が言うのは、備品購入費か消耗品費かの違いでないか。

備品なら返還でないのか。事務局で確認してもらい提案していただく。

関戸議員：政務活動費には手引き等があるが、他市町を見ながら、間違いないよう進めていきたい。個々で説明責任を負うことから正しく説明できるようにしていきたい。

谷平会長：備品か消耗品かどうか確認して、チームで条例改正案を進めて、次の会議で提案してほしい。電子書籍とかほかの項目はどうか。

大野議員：電子書籍は自分で購入していただき、自分の端末で使用したらどうか。

関戸議員：議会活動で必要であれば、許可しなければならない立場である。

大野議員：決まらなければ自分で購入する。

梅村副会長：今のルールをどう変えるか。

片岡議員：電子書籍は、書類を議長に提出してセキュリティ会議にかけるのが、ICTチームの回答である。

水野議員：チームズの有効活用について、サポーターはZ o o mに慣れているが、慣れていない人に対してどうするのか。

片岡議員：アプリのインストールは必要ない。サポーターにリンクを送付して、クリックしてつながる。今後、チームでテストしてみようと考えている。

水野議員：使い勝手も Z o o m と同様か。

片岡議員：比較してチームズよりも Z o o m がよければ、執行機関から借りることもできるので、どちらがベストか検討したい。

谷平会長：今後、チームズのテストを実施していくということでお願いします。

### (3) 議会サポーター制度の見直しについて

須藤議長：サポーターの謝礼の見直しについて、話し合いたい。

活動しなくても謝礼が進呈されるが、市政 e モニターには条件がある。

議会事務局長：市政 e モニターの謝礼は要綱の中に規定はない。ホームページの中に謝礼はアンケートにおおむね 8 割の回答をしたら支払うとしている。

須藤議長：アンケートに答えるには、行事などに出ないとわからないのか。

議会事務局長：市政 e モニターは、市から毎月 1 回程度のアンケートを行っている。W e b 上のアンケートとなっている。

須藤議長：現状、意見交換会に一度も来ず、アンケートに答えていない人はどれくらいいるか。

事務局：サポーター 25 人のうち出席しない人は数名いることはつかんでいる。動画等を見て意見を出す人は見受けられない。今回の意見交換会を欠席するサポーターに 4 月中を目途に意見を出してもらうよう依頼した。人数を絞り込めると思う。アンケートは 16 人の回答があったが誰が出していないかは、わからない。

須藤議長：8 期目になる。サポーターも自覚をもっていただきたい。

大野議員：今までの中で参加できなかったから辞退するのでないか。

Z o o m と対面を実施している。改善案としてサポーターに依頼するときに、条件を書くべきでないか。

片岡議員：意見交換会に来ない人もでもサポーターの声を出した人もいるのでないか。アンケートに答えた人もいるのでないか。何もない人には、最初に言うべきでないか。払うかどうか含めて、市政 e モニターと同様のパターンもありと思う。

須藤議長：案としてアンケートや意見に答えてもらう。匿名でなく名前を書いてもらうとか、一定の条件をつけてはどうか。

梅村副会長：具体的な案がないので協議しにくい。サポーターは議会に関心のない人にやってもらうので、慎重に判断したいが、公金を用いる。今後具体的な議論を進めていくといいと思う。

木村議員：サポーターの要綱がある。要綱第 2 条に強制できない規定になっている。全く活動していない人を追加するか、第 9 条の謝礼の中に明記するかである。自主的な判断でないのか。

塚崎議員：土曜日の意見交換会と平日夜の意見交換会は子育て世代にとって、参加しにくい。視聴しているか判断ができない。

梅村副会長：始めた経緯からすると強制できない。観ているものを出してもらってはどうか。

塚崎議員：1年の終わりにアンケートを行ってはどうか。

梅村副会長：問題になるのは、全く反応のない人で、謝礼を渡していいのかである。

水野議員：問題提起は理解するが、謝礼の支払はサポーター就任によるものか、職務をしたことに対するお礼か。

梅村副会長：なっていたいたことに対するお礼で始まった。

大野議員：結論が出ないので、課題として認識してもらい次の募集から考えることでどうか。

議会事務局長：意見交換会に出席しない場合は、必ずサポーターの声を出示してもらおう。出席しなくてもかかわっている。最初の就任に運用として必ず意見を出してもらおうことで、かかわってもらえることになる。

水野議員：アンケート返答が特になしなどの回答の場合は認めるのか。検討してほしい。

須藤議長：チームを作って検討するのか。この協議会で検討するのか。

片岡議員：ある程度案が必要と思う。基準を示してこの協議会で示してもらったらどうか。

木村議員：任期終了時に謝礼を受け取りに来てもらおう。

謝礼を取りに来ない人は、連絡なしで終わる。基準でなく要綱第9条に「第3の任務を勘案して」等を加えてはどうか。意見交換をしても意見を出せない人もいる。

議会事務局長：サポーターの声に関する回答について、検討をしてはどうか。

木村議員：検証特別委員会でも課題とされている。ルールづくりをしてはどうか。

谷平会長：謝礼については、議長に提案してもらおうこととする。

#### (4) 常任委員会の任期について

須藤議長：議長は任期が2年、ほかの職は1年である。

2年任期の提案をした。来期からできるように検討をお願いしたい。

大野議員：委員を2年でそっくり入れ替えると、委員が同じままでどうか。

須藤議長：委員が交代したら政策的な研究ができないのではないか。

梅村副会長：考え方もあるが、委員会の所属は個々の考えもある。それぞれの所属を考えるが結果的に同じもあると思うが、一部の委員が変わる場

合もあるのではないか。

片岡議員：同じメンバーもあると思うが、政策提言を重視して2年任期でどうか。

木村議員：3年かけて政策提言もあるので、2年任期はどうなのか。流動的でどうか。議長、副議長、監査委員は2年でよいが。

須藤議長：委員会で、1年でまとめるのは難しいと思う。期限を切らないと、4年任期か。

大野議員：1期目の議員は2年で変わるのがよい。3常任委員会ではそのようにやっていた。1期目の議員は交代時期を決めないと。

須藤議長：申合せなので、最終的に議長で決めてよいかと。作りたい。

塚崎議員：1期目であるが自分で決めていきたい。会派に入っているかどうかでも違って来る。

谷平会長：ほかに複数年任期についてないか。

大野議員：議長の方針に総論は賛成である。どういう方向か。議長の方針に反対しない。

須藤議長：監査委員は法律改正により、現在は会から選出しなくてもよい。議会の認識、当局の話し合いもある。将来的に監査委員は議会からでなく当局からと思う。副議長、監査委員も2年任期にしたほうがよいと思う。

梅村副会長：監査委員について執行機関からの話あるのか。

須藤議長：話はない。

塚崎議員：監査委員は1年がよいか。2年がよいのか。経験者の意見を聞かせてほしい。視点はどうか。

片岡議員：今監査委員をしているが、2年とすることで理解が深まるのではないか。2年の必要性については、代表監査委員と自分の視点は異なっている。違った角度で見るメリットはある。

大野議員：住民監査請求が出されたときに、議会選出がないほうがよいのではないか。

須藤議長：監査委員について、当局との協議があるので、すぐには難しい。来期でも難しいのではないか。

谷平会長：意見を聞いたので、来期にやっていきたい。

(5) 議会サポーターとの意見交換会の記録について

・4月11日の意見交換会について

木村議員：「閉会中の市議会議員の主な活動と今後の予定がずっと続いているように見える。「3月定例会を振り返って」の意見もあるので、項目をわけたほうがよい。

谷平会長：項目は3月定例会からとする。

木村議員：議会の応答で正確性に欠ける箇所がある。2ページの「ランキングNo.1」、3ページの「200以上の自治体」、「木のチップ化」、4ページの議会だよりの音声版で「団体から断られている」などである。

議会事務局長：視察の受入れはサポーター制度が始まって、カウントしたら160くらいであった。

谷平会長：修正することとする。

・4月15日の意見交換会について

関戸議員：フォントがバラバラなので統一したい。

木村議員：2ページのテキ屋の表記はどうか。「露天商がなくなってとして」としてはどうか。

木村議員：意見と回答の行を同じにすべきである。

水野議員：Xとスレッズと具体的な記載がある。SNSの表記でどうか。

関戸議員：SNSの具体的な名前を言われたから記載した。

水野議員：具体的な店の名前の表記はどうか。特定の表記でどうか。

井上議員：桜まつりに関して、回答していないところがある。

関戸議員：発言の確認をしていく。

・2月10日商工会との意見交換会

谷平会長：各自で資料に目を通してほしい。

(6) サポーターへのアンケート結果について

谷平会長：記事全体の読みやすさ、情報量、文字の大きさなど評価されている。サポーターズボイスについては良い評価がされている。今後、広報委員会で掲載回数等を協議してほしい。目を通してほしい。

大野議員：サポーターにアンケートデータを送付している。

(7) 1年を振り返って

梅村副会長：推進協議会で進め方や、チームは良かったのか等、何かあれば意見してほしい。

(特になし)

梅村副会長：次回から特別委員会の課題を基に何をやっていくかになる。

(8) 今後の日程の確認について

谷平副会長：資料を基に説明

【質疑】

塚崎議員：チームの変更はなしでよいか。

谷平副会長：チームは変更しない。

(9) その他

・主権者教育の取組について

議会事務局長：市議会のホームページにこどものページがある。ここに全国

市議会議長会のホームページに主権者教育のページへリンクできるようにし、ホームページの充実を図る。

谷平会長：リンクの貼り付けについては、どうか。

（異議なし）

・サポーターからの提案について

大野議員：4月11日の意見交換会で、常任委員会は議案ごとで飛べるようになってきている。一般質問も同様にしたらどうかとサポーターの意見があった。事務局の負担が軽減されるならよいが、検討していただき、次回の会議で承認していただければ、6月から試行的に行いたい。

サポーターから議案が見れない意見があった。改善が必要との意見があればお願いしたい。

まずは、一般質問で考えたい。次回の会議で意見をいただきたい。

片岡議員：常任委員会のY o u T u b eが見やすい。職員が編集を分割している。見ていただき、次回の会議で意見があれば、広報委員会で検討をお願いしたい。

谷平会長：次回の会議で、皆さんから意見をもらうこととする。

#### 4 その他

・小学校児童の議場見学について

事務局：市内小学校3年生が庁舎見学で議場を見学することを説明

須藤議長：昨年、児童の見学時にあぐらをかいている議員がいた。注意してほしい。